

令和7年度鳥取県会計年度任用職員（外国語指導助手）採用試験募集案内

<担当・問い合わせ先>

◆鳥取県教育委員会事務局高等学校課指導担当◆
〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地（鳥取県庁第2庁舎5階）
電話(0857)26-7786 <https://www.pref.tottori.lg.jp/koukou/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日

受付期間	令和6年11月11日（月）～令和6年12月2日（月）
試験日時	令和6年12月10日（火） ◎開場時刻 午前9時30分 ◎試験開始時刻 午前10時
試験会場	鳥取県庁第2庁舎5階 第1教育会議室（鳥取市東町一丁目271番地）
合格者発表日	令和6年12月20日（金）（午後2時予定）

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用 予定者数	職務内容	配属先
外国語 指導助手	1名	・勤務する高等学校やその他の学校における外国語科等の授業等の補助 ・外国語教材作成の補助 ・外国語担当教員等に対する現職研修への補助 ・特別活動や部活動等への協力 ・担当者や外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供 ・外国語スピーチコンテストへの協力 ・地域における国際交流活動への協力 ・他の外国語指導助手の研修及び指導等	県内県立高等学校等

3 任用期間

令和7年7月28日～令和8年7月27日

（勤務評価の成績が良好な場合には、令和8年7月28日以降も引き続き任用を行うことがあります。ただし、最初の任用から通算して5年間の任用を限度とします。なお、予算の都合により、任用期間が変更になる場合があります。）

※辞令は年度末に一度切れ、年度初めに再度発令されることとなる。

4 受験資格

- 年齢、性別を問いません。
- 募集要件等
 - 英語を母国語とする者又はそれと同等の能力を持つ者。
 - 日本の高等学校において5年以上の外国語指導助手としての経験を有すること。
 - 外国語指導助手を対象とした研修での講師等、指導的役割を果たした経験を持っていることが望ましい。
 - 英語圏の教育機関で教えた経験を持っていることが望ましい。
 - 日常会話程度の日本語能力を持っていることが望ましい。

- (3) 地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人。
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人。
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人。
- (4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は令和7年7月27日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
- また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

5 試験内容

試験種目	配点	内 容
作文試験	30点	文章による表現力、課題に関する理解力に関する英語での作文試験（60分）
面接試験	70点	人柄、専門性、指導力などについて、英語での個別面接による試験（一人あたり約25分）

6 勤務条件（予定）

給 与	1 基本額 月額335,000円 2 支給日 毎月21日（ただし、支給日が日曜日、土曜日又は休日の場合は、直前の日曜日、土曜日又は休日でない日） 3 昇給 給 なし 4 賞与 給 なし 5 退職金 給 なし 6 通勤手当 ・通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 ・交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、安価な方の額で通勤回数に応じて1月当たり55,000円を限度額とします。 ・自家用車等利用者は、使用距離及び通勤回数に応じて、月額1,295円から40,557円までの範囲内で支給します。
福 利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1)年次有給休暇 20日が付与されます。 (2)特別休暇等（夏季休暇等）
勤務日及び勤務時間	月曜日～金曜日（週35時間勤務。時間は、勤務校による。）

※ 上記勤務条件は現時点のものであり、採用時までには制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

7 受験申込手続

提出書類	(1)履歴書（市販のJIS規格のもの） 1部 (2)業務経歴書（職歴業務内容） 様式自由 1部 郵送または持参によることとし、令和6年12月2日（月）必着 持参の場合の受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く。）
申込み先	鳥取県教育委員会事務局高等学校課指導担当 〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地（鳥取県庁第2庁舎5階） 電話(0857) 26-7786 https://www.pref.tottori.lg.jp/koukou/

※車イス等で来場される方は、会場準備の都合がありますので、申込み時にお知らせください。
※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

8 合格者の決定方法

作文試験、面接試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。ただし、合計した得点が一定の基準（全体の6割）に満たない場合は、順位にかかわらず不合格とします。

9 合格者の発表

受験者全員に合否を通知します。

10 試験結果の開示

・鳥取県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、即時開示を請求することができます。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験種目毎の得点、合計得点、順位	合格発表日から1月間。	鳥取県教育委員会事務局 高等学校課（鳥取県庁 第2庁舎5階）

- ・希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験日当日に110円切手を貼った受取先明記の通知用封筒〔長形3号（12.0cm×23.5cm）〕を持参してください。
- ・試験当日に通知用封筒を持参しなかった場合は、郵送による通知はできません。受験者本人が試験票、運転免許証、学生証等の写真により本人が確認できるものを持参して、直接高等学校課へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので注意してください。

11 試験に関する注意事項

- （1）試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に入室してください。（遅刻者は原則として受験できません。）
- （2）受験の際は、筆記用具を持参してください。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。